

# 令和6年度奈良県職員採用選考試験案内

## 〈学芸員(考古学)・社会福祉職(保育士、児童指導員、児童福祉司、社会福祉主事)・心理判定員〉

令和6年5月16日

奈良県総務部人事課

受付期間	令和6年5月17日(金)～令和6年6月9日(日)
試験日	令和6年6月16日(日)
試験会場	奈良県人権センター〔奈良市大安寺1丁目23-1〕
※ この試験に関する問い合わせ及び受験申込みは 奈良県総務部人事課人事係	
〒630-8501 奈良市登大路町30番地 電話 0742-27-8349	

### 1. 募集内容

試験職種	採用予定人員	職務内容	
学芸員(考古学)	1名程度	県立橿原考古学研究所における埋蔵文化財の調査研究業務や附属博物館における学芸業務等に従事します。(知事部局文化行政所管課等で文化財の保存や活用に関係する行政事務等に従事することがあります。)	
社会福祉職	保育士	3名程度	障害児施設等に勤務し、児童に対して、独立自活に必要な指導、援助などに従事します。
	児童指導員	16名程度	障害児施設又はこども家庭相談センター等に勤務し、児童に対して、独立自活に必要な指導、援助又は一時保護などに従事します。
	児童福祉司 社会福祉主事	8名程度	こども家庭相談センターや福祉事務所等に勤務し、虐待・育成等の児童相談対応、指導及び支援業務、又は、生活保護に関する相談対応・受給者宅等の訪問・調査及び認定業務など福祉行政に関する業務に従事します。
心理判定員	2名程度	こども家庭相談センター、福祉行政を担当する本庁の課、身体障害者更生相談所等に勤務し、児童虐待対応業務、相談業務、心理判定業務及び児童福祉行政事務などに従事します。	

### 2. 採用予定日

令和7年4月1日

なお、既卒者(有資格者)は令和7年4月1日より前に採用することがあります。

### 3. 受験資格

○ 次の(1)～(4)の要件をすべて満たす人

(1) 年齢等要件

学芸員(註)：昭和62年4月2日以降に生まれた人

社会福祉職、心理判定員：昭和60年4月2日以降に生まれた人

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 国籍等要件

学芸員(註)、保育士、児童指導員、心理判定員：日本国籍を有しない人も受験可能。

但し、在留活動に制限のない在留資格を有すること。

※なお、「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

児童福祉司、社会福祉主事：日本国籍を有しない人は受験できません。

(4) 資格等要件

学芸員(註)：次のア及びイのいずれにも該当する人

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(大学院を含み、短期大学を除きます。)において考古学、歴史学等を専攻し、卒業(修了)した人又は令和7年3月末日までに大学を卒業(修了)見込みの人で、①埋蔵文化財の調査・研究・活用等、または②文献史料を用いた古代史研究についての知識及び経験を有する人。

※卒業(修了)見込みで受験した者が、令和7年3月末日までに卒業(修了)しなかった場合は、採用される資格を失います。

イ 博物館法(昭和26年法律第285号)第5条第1項に規定する学芸員資格を有する人又は令和7年3月末日までに資格取得見込みの人。

※資格取得見込みで受験した者が、令和7年3月末日までに資格を取得しなかった場合、採用される資格を失います。

※②の要件を満たして採用された者も、採用後は埋蔵文化財の発掘調査業務に従事します。

- 保 育 士：保育士資格を有する者又は令和7年3月末までに保育士資格を取得する見込みの者。  
 ※採用日までに、児童福祉法により都道府県知事への保育士登録が必要ですので、登録手続きを行ってください。同法第18条の5各号に該当して保育士登録を受けられない場合は採用されません。  
 また、採用にあたっては、任命権者において、同法第18条の20の4第3項の規定に基づき、同条第1項のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用することとし、児童生徒性暴力等を行ったことが判明した場合には採用されないことがあります。
- 児童指導員：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に規定する児童指導員の任用資格を有する者又は令和7年3月末までに同任用資格を取得する見込みの者  
 ※児童指導員の任用資格を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。  
 （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条）  
 一 児童福祉施設基準第四十三条第一号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者  
 二 社会福祉士の資格を有する者  
 三 精神保健福祉士の資格を有する者  
 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  
 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者  
 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  
 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者  
 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものの  
 九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの  
 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- 児童福祉司：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者又は令和7年3月末までに同任用資格を取得する見込みの者  
 ※児童福祉司の任用資格を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。  
 （児童福祉法第13条第3項）  
 一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの  
 二 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者  
 三 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、内閣府令で定める施設において一年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第八号及び第六項において同じ。）に従事したものの  
 四 医師  
 五 社会福祉士  
 六 精神保健福祉士  
 七 公認心理師  
 八 社会福祉主事として、二年以上相談援助業務に従事した者であつて、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したものの  
 九 第二号から前号までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの
- 社会福祉主事：社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和7年3月末までに同任用資格を取得する見込みの者  
 ※社会福祉主事の任用資格を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。  
 （社会福祉法第19条第1項）  
 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）  
 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者  
 三 社会福祉士  
 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者  
 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
- 心理判定員：学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した人、又は令和7年3月末までに卒業見込みの人

**※いずれの職種も資格取得見込みで受験した人が、令和7年3月31日までに当該資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。**

#### 4. 試験日時・試験会場・合否発表

試験	試験日時	試験会場	合否発表
第一次試験	令和6年 6月16日(日) 【学芸員(特等)】 受付時間 9時00分～ 教養試験開始 9時50分 教養試験終了 11時35分 専門試験開始 12時00分 専門試験終了 13時30分頃  【社会福祉職、心理判定員】 受付時間 11時00分～ 専門試験開始 12時00分 専門試験終了 13時30分頃	奈良県人権センター (奈良市大安寺1丁目23-1)	令和6年7月5日(金)<予定> 〔第一次試験受験者全員に合否通知を〕 を郵送します  奈良県人事課のホームページへの掲示も します。
第二次試験	第一次試験合格者に対して、令和6年 7月22日(月)～7月23日(火)、 7月29日(月)～7月30日(火) <予定>のうち指定する1日に実施し ます。	奈良県庁 (奈良市登大路町30番地)	令和6年8月16日(金)<予定> 〔第二次試験受験者全員に合否通知を〕 郵送します  奈良県人事課のホームページへの掲示も します。

#### 5. 試験等の概要

種	目	配点	内 容
第一次試験	教養試験	【学芸員(特等)】 100点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度で択一式による試験を行います。50題出題のうち20題は必須解答、残りの30題から15題の選択解答です。
	専門試験	【全職種】 150点	職務に必要な専門知識及び文章の構成力・表現力などについての試験を行います。(90分)
第二次試験	口述試験	300点	個別面接及び集団討論による試験を行います。

※ 合否決定は、次のとおり行います。

##### 【学芸員(特等)】

第一次試験については、教養試験及び専門試験の合計得点(250点満点)により、第二次試験については、第一次試験及び第二次試験の合計得点(550点満点)により決定します。

##### 【社会福祉職、心理判定員】

第一次試験については、専門試験の得点(150点満点)により、第二次試験については、第一次試験及び第二次試験の合計得点(450点満点)により決定します。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は不合格となります。したがって、合計得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。

※ 受験者数等により、集団討論を実施しない場合があります。

## 6. 受験手続

原則としてインターネットにより申し込んでください。

◎申込みができる試験職種は一つに限ります。受付後の変更は認めません。

◎インターネット申込ができない方は、必ず5月31日（金）までに問い合わせてください。

申込方法	<p>① 県人事課のホームページ (<a href="http://www.pref.nara.jp/9063.htm">http://www.pref.nara.jp/9063.htm</a>) の「電子申請」ボックスから電子申請・届出システムに接続してください。</p> <p>② 「電子申請サービスはこちら」をクリックすると手続き申込画面が開きます。登録がまだの方は「利用者登録」をクリックし、手順に従って利用者登録を行ってください。（登録したパスワードは必ず控えておいてください。）</p> <p>③ 利用者ID及びパスワードによりログインの上、受験申込を行ってください。整理番号とパスワードが表示されます。（整理番号とパスワードは申込内容の照会が必要です。）</p> <p>④ 受験申込後、申込完了通知メールが自動送信されます。申込完了通知メールが翌日になっても届かない場合は、人事課までお問い合わせください。（申込完了通知メールが届かない場合は、申込は完了していません。）</p> <p>⑤ 受付事務完了後、審査完了通知メールが送信されますので、その内容に従って受験票をプリントアウトし、必要事項を記入の上、写真（最近6ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向 縦4cm×横3cmのもの）を貼って試験当日に持参してください。</p> <p>※審査完了通知メールが6月11日（火）午後5時までに到着しない場合には、6月12日（水）に人事課までお問い合わせください          ※申込受付最終日に電子申請サーバーが停止している等の事情により申込みができない場合には、人事課まで電話でお問い合わせください。</p>
提出書類	<p><b>【学芸員（考古学）】</b></p> <p>「発掘調査歴調査書」（別紙様式1参照）及び「業績目録」（別紙様式2参照）について、1次試験の受験時（6月16日（日））に、試験会場までお持ちいただき、必ずご提出ください。（該当する事項がない場合は、該当なしに○を付けてご提出ください。）</p>
受付期間	<p>令和6年5月17日（金）～令和6年6月9日（日）</p> <p>※初日は午前9時から、最終日は正午までに受信したものを受け付けます。</p>

## 7. 給 与 等

現行初任給 (地域手当込)	学芸員(社給)	月額222,916円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく <u>橿原考古学研究所勤務の場合</u> ） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	保育士	月額208,952円（短大卒業程度で採用前に職歴がなく <u>奈良市内勤務の場合</u> ） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	児童指導員	月額223,517円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく <u>奈良市内勤務の場合</u> ） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	児童福祉司	月額216,770円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく <u>奈良市内勤務の場合</u> ） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	社会福祉主事	月額214,746円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく <u>橿原市内勤務の場合</u> ） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
	心理判定員	月額216,770円（大学卒業程度で採用前に職歴がなく <u>奈良市内勤務の場合</u> ） ※初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
その他手当	住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。	
勤務条件	勤務公署によっては変則勤務になることがあります。	

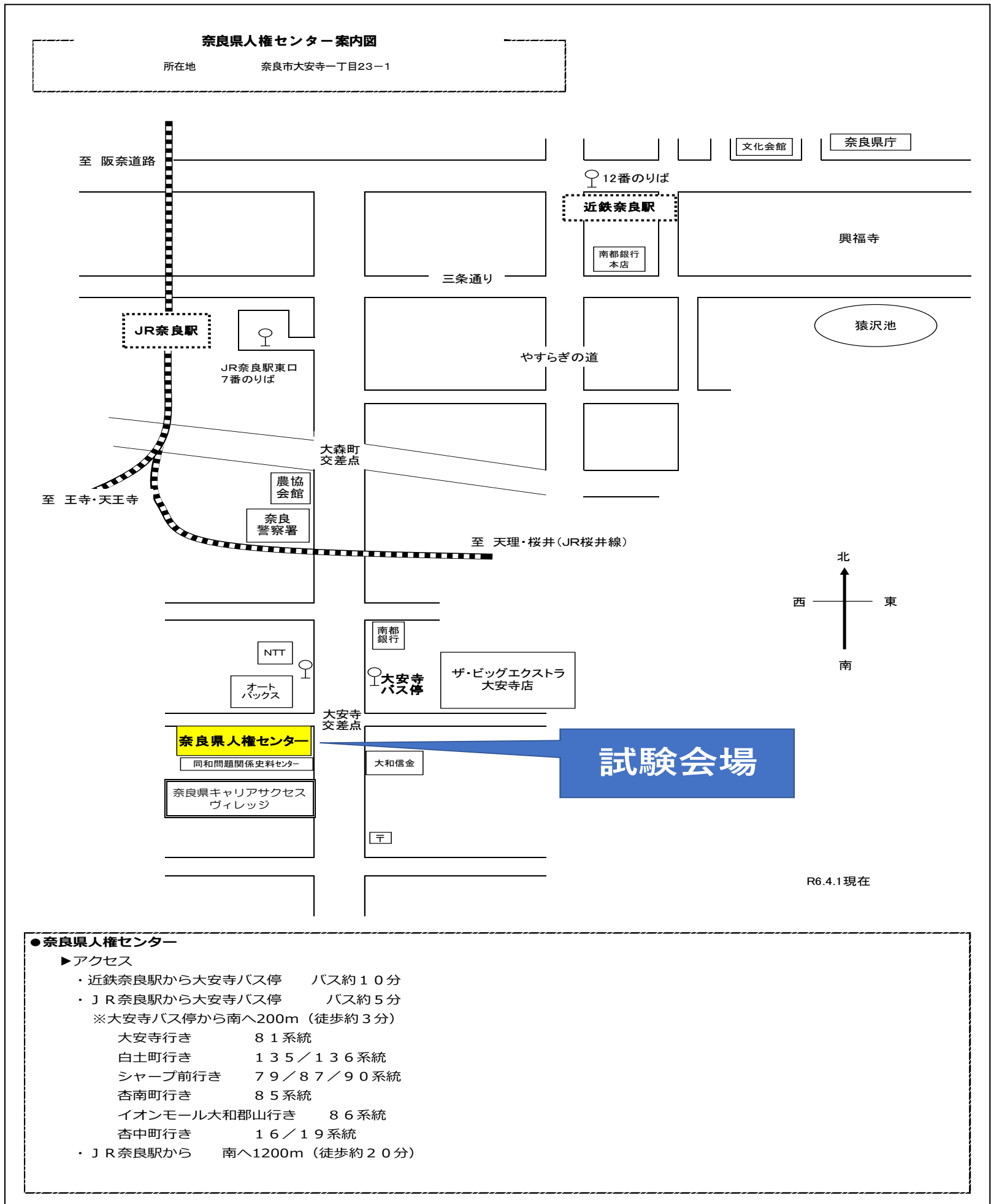
※なお、初任給等は令和6年4月1日現在の条件で表記しています。

※勤務先が上記と異なる場合、適用される給料表や地域手当の支給割合により、上記初任給と異なることがあります

## 8. その他

○試験会場の位置図

奈良県人権センター周辺の略図



- この試験の受験者は、合格発表の日から1月間（第一次試験合格者は、第二次試験の合格発表の日から1月間）、試験の結果（総合得点及び順位）について、個人情報保護法に基づき口頭により開示を請求することができます。  
なお、電話等による請求はできませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、奈良県総務部人事課へ直接お越しください。（ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けしていません）



